

# 北夙川少年剣友会 運営規約

## 第1章 総 則

第1条（目的） 当剣友会は、スポーツクラブ21・北夙川（以下 SC と略す）に属する剣道部として、日々の稽古を通じて剣道を正しく理解し、安全と健康に留意しながら、生涯にわたる人間形成を目的として活動する。

また、道場訓「剣は心なり」のもと、小学生から大人までが、正しく、仲良く、楽しく、かつ厳しく、剣道の稽古に励むものとする。

### 第2条（名称）

当会の名称を以下のとおりとする。

北夙川少年剣友会

### 第3条（事業）

当会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①会員の稽古会の開催
- ②昇級審査の実施・昇段審査の指導後援の実施
- ③親善試合の出場、他団体との交流
- ④その他当会の目的達成に必要な事業の実施

### 第4条（設立日および体制更新日）

当会の設立日は、昭和48年7月に創部されており、この度、当会の運営体制が更新された令和8年4月1日を体制更新日とする。

### 第5条（活動場所 および所在地）

当会は、次の所在地に主な活動場所を置く。

〒662-0074 兵庫県西宮市石劔町11-21

西宮市立北夙川小学校

当会の所在地は、附則1.に記載した代表者の住所と定める。

## 第2章 会員等組織

### 第6条（役員）

当会の団体に以下の役員を置く。

|                |     |       |
|----------------|-----|-------|
| 会長 兼 SC 部長：代 表 | 1 名 | 角山 弘嘉 |
| 副会長：           | 1 名 | 山川 朋也 |
| SC 副部長：        | 1 名 | 廣瀬 康之 |

### 第7条（会長 兼 SC 部長）

代表は当会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は代表を補佐し、代表が欠員もしくは

稽古に欠席のときは代表の職務を遂行する。SC 副部長は、SC の取り組みについて、部長を補佐し、代表が欠員もしくは欠席のときには、職務を遂行する。役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

#### 第 8 条（運営）

当会は、第 1 条の目的を達成するために、必要な活動を行う。運営を円滑に行うため、役員以外に事務局、庶務および小学生の保護者役員を数名置き、円滑な運用に努める。

事務局：2 名 吉村 邦年、金重 真実

庶務： 3 名 中井 綾、 松本 早苗、東江 智恵

事務局は当会に対する事務を担当する。

庶務は、小学生の保護者役員を支援し、当会全体の庶務を担当する。

剣道の指導については、経験豊富な複数名の指導者を置く。

#### 第 9 条（会議）

当会の会議は、年 1 回の役員会とし、会長（SC 部長）がこれを招集する。

役員会は、次の事項について審議し、決議する。

- ① 前年度の活動報告の承認
- ② 前年度の会計報告の承認
- ③ 次年度の活動計画案の審議及び承認
- ④ 次年度の予算案の審議及び承認
- ⑤ 役員の選任に関する事項
- ⑥ その他当会の運営に必要な事項

また、当会は諸問題が発生した場合は、随時役員会を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

#### 第 10 条（会員）

当会は、役員、事務局、庶務に加えて、次の会員をもって組織する。

- ① 指導者  
(全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則に基づく剣道 参段 以上とする)
- ② 小学生会員
- ③ 一般会員 中学生以上

#### 第 11 条（会費等）

当会の会費等は、別途定めるものとし、必要に応じて役員会等の協議を経て変更することができる。なお、現行の会費は次のとおりとする。

##### ① 月額会費

小学生会員 月額 1,500 円

ただし、一家庭につき二人目以降は月額 1,000 円とする。

一般会員 月額 1,500 円

- ② 指導者からは、原則として会費を徴収しない。

③ 休会中の会員については、休会期間中の会費を徴収しない。

④ 一旦納入された会費等は、原則として返金しない。

### 第3章 会計

#### 第12条 (会計年度)

当会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第13条 (設立年月日)

当会は、昭和48年7月に創部され、継続して活用している。

### 第4章 その他

#### 第14条 (規約改正)

当会の運営に規約改正が必要な場合は、役員会の話し合いにより定める。

附則 1. 当会の役員は次の会員とする。

|             |       |                                   |
|-------------|-------|-----------------------------------|
| 会長 兼 SC 部長: | 角山 弘嘉 | 〒662-0017 西宮市 甲陽園 西山町 1-56, 315 号 |
| 副会長:        | 山川 朋也 | 〒662-0944 西宮市 川添町 5-13            |
| SC 副部長:     | 廣瀬 康之 | 〒662-0084 西宮市 樋之池町 27-52-501      |
| 事務局:        | 吉村 邦年 | 〒662-0026 西宮市 獅子ケ口町 1-26, 403 号   |
| 事務局:        | 金重 真実 | 〒662-0084 西宮市 樋之池町 27-53-503      |
| 庶務:         | 中井 綾  | 〒662-0026 西宮市 獅子ケ口町 17-2-504      |
| 庶務:         | 松本 早苗 | 〒662-0053 西宮市 松園町 10-17           |
| 庶務:         | 東江 智恵 | 〒662-0093 西宮市 石劔町 12-16           |

2. この規約は、北夙川少年剣友会の運営体制が更新された令和8年4月1日、第4条と同じ日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和8年5月14日

〒662-0017 西宮市 甲陽園 西山町 1-56, 315 号

北夙川少年剣友会



代表者: 角山 弘嘉

